

定期積金

商 品 名 (愛称)	定期積金 (スーパー積金)
販売対象	法人および個人の方
期 間	6ヶ月以上5年以下
預 入 (受入)	(1) 預入方法 ・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 (2) 預入金額 ・ 1,000円以上 (3) 預入単位 ・ 100円単位
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利 息 (給付補真金)	(1) 適用金利 ・ 固定金利 ・ 契約時の店頭表示の利率「利回り」を満期日まで適用します。 (2) 利払方法 ・ 給付補真金は満期日以後に一括してお支払いします。 (3) 計算方法 ・ 給付補真金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	- 個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 - 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	- 個人のものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率。) - 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会いただけます。 また、当金庫ホームページ「預金金利」のページに掲載しております。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部 (9時～17時、電話：0120-748-915) (フリーダイヤル) にお申し出ください。 紛争解決措置 兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話：078-341-8227)、東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) 一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他の参考となる事項	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 ただし、満期日を繰り延べない場合には、通帳記載の年利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延損害金を載せます。

	- 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 - 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。)
--	---

記載の内容は平成24年8月1日現在です。